

いちのみや市100周年実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、いちのみや市100周年実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、一宮市制施行100周年記念事業（以下「記念事業」という。）の積極的かつ円滑な推進を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 記念事業の企画・運営に関すること。
- (2) 記念事業の広報・宣伝方法に関すること。
- (3) 市からの負担金等決定に際し、付された条件に関すること。
- (4) 記念事業の準備及び運営に必要な資金の調達並びに経理に関すること。
- (5) 記念事業の開催に必要な会場・設備等の調達並びに整備に関すること。
- (6) その他関連事業の円滑な推進に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 本会は、別表に掲げる委員及び監事をもって組織し、会長が委嘱する。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、一宮市長をもって充てる。

2 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順により、その職務を代理する。

(監事の職務)

第8条 監事は、本会の会計を監査する。

(任期等)

第9条 委員及び監事（以下「委員等」という）の任期は、委嘱のときから本会の目的が達成され解散するまでとする。

2 所属する機関又は団体等の役職員であることにより委員等となった者がその役職員を退任した場合は、その職を解き、会長は、必要に応じて後任者を補充することができる。

3 前項に定めるほか、会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて後任者を補充することができる。

4 第2項及び前項により選出された委員等の任期は前任者の残任期間とする。

5 会長は、第2項及び第3項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会では、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 専門委員会の設置に関すること。
 - (5) 専門委員会に付託する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 監事は、必要に応じて総会に出席する。
- 6 総会に出席した委員等には、1回につき7,400円の報酬を支払う。

(総会の議決)

第12条 総会は、委員の過半数の出席をもって開会し、議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合においては、総会に出席したものとみなす。

- 2 前項の規定により代理人が会議に出席したときは、代理人に謝礼を支払うことができる。
- 3 会長は、議事が軽易な事案であるとき又は緊急を要する場合においては、書面により委員の表決を求めることができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は専門委員の中から会長が委嘱する。
- 4 委員長は、専門委員会の議事を整理し、秩序を維持する。

- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 7 専門委員会に出席した専門委員には、1回につき7,400円の報酬を支払う。
- 8 専門委員会は、総会から付託された事項について協議検討し、委員長はその結果を総会に報告しなければならない。
- 9 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 10 前項の規定により出席した専門委員以外の者に対し、謝礼を支払うことができる。
- 11 専門委員会の議決は、第12条の規定を準用する。ただし、代理人に表決を委任することはできない。

(部会)

- 第14条** 専門委員会に、より専門的な検討を行うため部会を置くことができる。
- 2 部会には部会長1名及び副部会長若干名を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、専門委員の互選により選出する。
 - 4 部会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
 - 5 部会は、検討結果を専門委員会に報告しなければならない。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条** 会長は、総会の権限に属する事項について、総会を招集するいとまがないと認められるとき、または軽易なものについては、専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(委員長の専決区分)

第16条 委員長は、専門委員会の権限に属する事項について、専門委員会を招集するいとまがないと認められるとき、または軽易なものについては、専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、次の専門委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、一宮市総合政策部政策課100周年推進室に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第19条 本会の収支予算は、総会の議決によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

(解散)

第21条 本会は、その目的が達成されたときに総会の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第22条 本会が解散する時の収支決算において余剰金が生じたときは、その残余財産は一宮市に帰属する。

(補則)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、令和2年4月17日から施行する。

(有効期限)

2 この会則は、本会において解散が議決されたときにその効力を失う。

別表 (第4条関係)

委員

一宮市議会 議長	一宮商工会議所 会頭
尾西商工会 会長	木曾川商工会 会長
公益社団法人一宮青年会議所 理事長	愛知西農業協同組合 代表理事
学校法人修文学院 理事長	いちい信用金庫 理事長
愛知県商店街振興組合連合会一宮支部 支部長	町会長連区代表者連絡協議会 会長
一宮市地域づくり協議会連絡会 会長	一宮市小中学校校長会 会長
一宮市芸術文化協会 会長	一宮市市民活動支援センター 統括マネージャー
一宮市公民館長連絡協議会 会長	一宮市老人クラブ連合会 会長
一般社団法人一宮市医師会 会長	いちのみや市100周年専門委員会 委員長
いちのみや市100周年専門委員会 副委員長	

監事

尾西信用金庫 コンプライアンス統括部担当理事	一宮商工会議所 専務理事
------------------------	--------------